

議案第69号

愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について

愛西市総代の設置に関する条例（平成21年愛西市条例第1号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年12月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、組織・機構の見直しに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市総代の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛西市総代の設置に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市総代の設置に関する条例(平成21年愛西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第2条 愛西市行政改革推進委員会設置条例(平成17年愛西市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(愛西市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 愛西市総合計画審議会条例(平成17年愛西市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 愛西市特別職報酬等審議会条例(平成17年愛西市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(愛西市青少年問題協議会条例の一部改正)

第5条 愛西市青少年問題協議会条例(平成17年愛西市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(愛西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第6条 愛西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成17年愛西市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 愛西市役所

(愛西市都市計画審議会条例の一部改正)

第7条 愛西市都市計画審議会条例（平成17年愛西市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。